

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年5月31日

広島市長

提出者

住所 広島市西区楠木町三丁目1番40号

氏名 大和リース株式会社 広島支店

支店長 田邊 範幸

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-537-1813

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和リース株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島市西区楠木町三丁目1番40号
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 6,396百万
③従業員数	82名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	当事業場→収集運搬（委託）→中間処理（委託）→最終処分（委託）

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（ 2022 年度）実績量  
 計画：今年度（ 2023 年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定回収業者への処理委託量		認定回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物																				
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
指定下水汚泥																				
鉱さい																				
廃石綿等	52.2	0										52.2	0			52.2	0			
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	52.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52.2	0	0	0	52.2	0	0	0	0

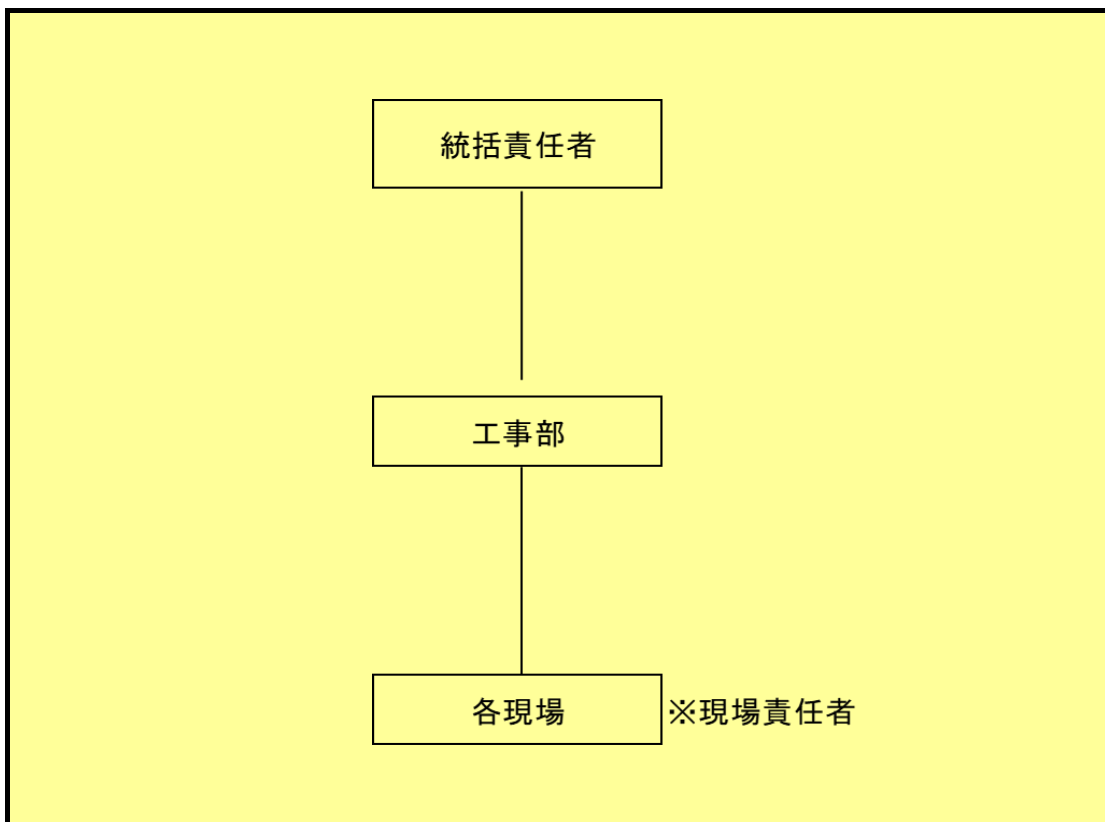
※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現場施工の見直しによる特別管理産業廃棄物排出の削減。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も継続して取り組む。

### 3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現場排出時に分類している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も継続して取り組む。

### 4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項はございません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項はございません。

### 5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項はございません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項はございません。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項はございません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項はございません。</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現場施工の見直しによる産業廃棄物排出の削減。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も継続して取り組む。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>52.2 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>現在実施している取組みを継続し、精度の向上を図る。</p>